

報告事項 3

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和4年度第2回）

について

このことについて、令和4年8月2日に愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議を開催し、諮問事項についてまとめを得ましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和4年8月4日

高等学校教育課

令和4年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

ま と め

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

- 1 令和5年度以降の全日制単位制高等学校における入学者選抜については、推薦選抜、一般選抜、全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜のいずれも現行のとおりとする。
- 2 調査書の記載事項については、令和6年度以降は次のとおりとする。
 - (1) 「志願先」の欄を削除する。
 - (2) 「特別活動の記録」の欄と「特別活動以外の諸活動の記録及び特技」の欄を合わせて一つの欄とする。
 - (3) その他の記載事項は、現行のとおりとする。

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議開催要綱

第1 趣 旨

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について研究協議をするため、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（以下会議という。）を随時開催する。

第2 構 成

会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A関係者

第3 議長及び副議長

- (1) 会議には議長及び副議長をおく。
- (2) 議長及び副議長は、委員のうちから互選する。
- (3) 議長は会議を主宰する。
- (4) 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

第4 会議の招集

会議は県教育委員会教育長が招集する。

第5 幹 事

会議には幹事をおく。幹事は会議の事務について委員を助ける。

第6 専 門 員

会議には、専門の事項を調査する必要があるときは専門員をおくことができる。

第7 意見聴取

会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第8 会議の公開

会議は、議長の判断により、会議の一部又は全部を公開しないことができる。会議を公開する際の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

第9 会 議 録

会議は、会議録を作成し、その保存期間は5年間とする。

第10 雑 則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年5月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から実施する。

令和4年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

委員名簿（順不同・敬称略）

◎ 愛知教育大学教育学部教授	土屋武志
○ 名古屋大学教育基盤連携本部特任教授	林 誉 樹
名古屋学芸大学ヒューマンケア学部教授	佐藤洋一
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授	石井秀宗
愛知教育大学教育学部教授	飯島康之
学校法人修文学院理事長	吉田真人
トヨタ自動車株式会社人事部技能系人事室採用グループ長	高嶋 忠
名古屋銀行人材開発部人事グループ副業務役	川田絵里
愛知県地域婦人団体連絡協議会副会長	鈴木みどり
愛知県公立高等学校PTA連合会長	松下由花
愛知県小中学校PTA連絡協議会長	濱出研介
名古屋市教育委員会指導部長	枘田 勝
津島市教育委員会教育長	浅井厚視
田原市教育委員会教育長	鈴木欽也
愛知県立旭丘高等学校長	小林整次
愛知県立明和高等学校長	小島寿文
名古屋市立向陽高等学校長	加藤裕司
愛知県立瑞陵高等学校長	嶋田麻知代
東海市立三ツ池小学校長	鈴木俊二
名古屋市立鶴舞小学校長	久野賢二
豊田市立足助中学校長	鈴木直樹
名古屋市立田光中学校長	高橋美行
愛知県立豊明高等学校教諭	加藤聡也
名古屋市立工芸高等学校教諭	加藤 司
半田市立半田中学校教諭	鈴木雅勝
名古屋市立東山小学校教諭	河合雄介

◎は議長、○は副議長